政策提案に係る意見陳述（議事録）

日時：2022年（令和４年）２月10日（木）　14:00～15:40
場所：明石市役所議会棟２階　第３委員会室
出席者：
【提案代表者】松本誠氏
【政策提案者名簿連署人（以下、連署人）】８名　【傍聴者】３名
【市担当部局】岩﨑市民協働・生活部長、堂上市民協働推進室長、コミュニティ・生涯学習課和気係長、千葉事務職員

１．開会

＜事務局＞

ただいまから、政策提案代表者による意見陳述を始めます。

開始に当たりましての注意事項を申し上げます。

①新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、意見陳述の間は、引き続き、マスク着用の上、私語、談話は控えていただきますようお願いします。

②携帯電話等お持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードにしていただきますようお願いします。

③みだりに席を離れたり、拍手、賛否の表明、写真、ビデオ等による撮影、録音などのほか、進行の妨げとなる行為はお控えいただきますようお願いします。

④今回の意見陳述は提案していただいた内容の趣旨説明の場として設けさせていただいたもので、市としての意思を示す場ではございませんので、御了承ください。

⑤陳述される内容につきましては、正確な記録をとどめるため、録音させていただきますので、御了承ください。

２．出席者紹介

＜事務局＞

ただいまから明石市市民参画条例第19条第４項の規定に基づく、政策提案代表者による意見の陳述を行います。

最初に市側の出席者の紹介をさせていただきます。

（以下、市担当部局の出席者４名　紹介）

３．提案内容主旨説明

＜事務局＞

引き続き、提案代表者であります、明石市太寺の松本誠さんから、今回の意見陳述についての趣旨説明をお願いします。

＜提案代表者＞

松本です。本日は多忙な中、今回の意見陳述の機会を設けていただきまして、ありが

とうございます。
今日は、11月末に提出した政策提案、市民参画条例に基づく政策提案の趣旨を詳しく御説明、御提案をするということを第一にしております。
やや内容が多岐にわたって、少し長くなりますので、よく御理解いただくために、お手元に印刷をして配布させてもらっております。実質的には、正味、７ページ分入っておりますので、これをお手元に置きながらお聞きください。（資料1-2）

まず、今回の政策提案は市民参画条例第20条に規定されたものであります。で、市民参画推進会議の継続的な設置を遵守して、同条例に定めた同推進会議の任務を遂行し、市の市民参画が適正に行われているかどうかをチェックする機能を発揮できるように、市はこの条例を遵守してくださいという提案であります。
市民参画推進会議が、後ほど述べますように、今年度を含めて５年間にわたって委嘱、設置されておりません。この長期にわたる空白期間はかなり異様な状態でありますので、その是正を求めるものであります。

資料1-2の項目２として、この政策提案に至った動機と趣旨について申し上げます。
明石市の自治基本条例とそれに伴う市民参画条例については、2010年４月の自治基本条例の施行及び2011年４月の市民参画条例の施行以来、いや、それより以前、2007年の自治基本条例検討委員会がスタートした時点から、私たちは重大な関心を持ってきました。
自治基本条例に掲げた市民自治のまちづくりの推進と、そのために市政運営の原則として「市政への参画」「協働のまちづくり」「情報の共有」の３つを明記されたことは、憲法と地方自治法に規定された住民自治を明石市という自治体で実現していくための決意の表明でもあり、市政を司る市と議会の何よりの義務であると認識してまいりました。
この２つの条例の施行以降、市民団体としても繰り返し両条例の遵守を市長並びに議会にも要請し、数次にわたり請願も行ってきました。

本件提案に関することに絞っても、市民参画手続のお目付け役でもある市民参画推進会議が２年任期の２クールが委嘱され、規定の任務をこなしてきたことは承知していますが、2016年３月に発足した第２次推進会議が2016年７月に答申して任務を終えて以降、市民参画推進会議が途絶えていることに常々、奇異の念を覚えておりました。この推進会議はそれ以降、この５年間存在をしておりません。
同推進会議は、明石市自治基本条例に定めた市民自治のまちづくりを保障する市民の行政への参画が適切に行われているかどうかを不断にチェックし、市民参画手続の運用全般に関する事項について市長等に意見を述べる重要な附属機関です。こうした重要な機関の設置を５年間も委嘱せずに放置しているのは、市が自治基本条例や市民参画条例を遵守せず、市民参画を軽んじている証明にもなります。この間、何回か「なぜ、推進会議を設置しないのか」と担当部局に口頭で尋ねたこともありますが、「今検討している」という程度の答えを得るだけで、月日が過ぎました。

近年、市の重要な施策について市民参画手続が適正に行われず、市民の声を市政に反

映する手順がなおざりにされていることが目立っております。昨年９月議会で３つの議案が否決された背景にも市民参画の手順が適正に行われていないことが指摘されており、市民参画の手順の履行は、重要な市政運営の課題になっています。

また、後述するように、過去２回にわたって同推進会議から答申を受けて、市民参画手順についての見直しや検討が求められていますが、どのように改善が図られたのかは市民には全く明らかにされておりません。

以上のような疑問と不信感から、かねてから制度の運用が必要と感じていた市民参画条例第19条第１項本文の規定に基づき、本件政策提案に至りました。市は速やかに市民参画推進会議を再起動させて、この間の市民参画の在り方の検証や是正を行うべきであります。

資料1-2の項目３として、私たちが提案で求めている政策等の内容について述べます。

本件提案で求めている政策等の内容は、以下の４項目です。

①市民参画推進会議の委員を速やかに委嘱し、市民に公開された推進会議を開催する。

②推進会議が空白になっていたこの４年間、実質５年間の市の市民参画手続の運用を検証し、諸施策についての市民参画手続の運用が適正であったかどうかの検証を実施する。

③市は推進会議の意見に基づき、市民参画手続の運用改善を進める。

④市民参画条例の施行から10年を超えており、条例に規定した市民参画の手続等が現時点で適正なものかどうかを、市民の意見を広く聞きながら改善を図る。

この４項目を、この本件の政策提案では、実行を求めております。

本件政策提案について、本年１月19日付けの政策提案該当可否の決定通知書において、政策提案に該当するという決定をいただいたことについては、感謝をいたします。

提案する政策等の内容の項目①、すわなち「市民参画推進会議の委員を速やかに委嘱し、市民に公開された推進会議を開催する」については、市は上記通知書において市民参画条例第６条第２項に掲げる市民参画手続の実施対象に該当しないとし、提案事項として扱わずに明石市法令遵守の推進等に関する条例第31条に基づき、「令和４年度に市民参画推進会議を開催することを申し添えると書かれています。

新年度から市民参画推進会議が発足するということは、大変ありがたいことでありますが、しかし、この説明には、いかにも行政的解釈に基づく対応として、市民としては受け止められます。法令遵守推進条例の第31条は「市民の市政への参画と協働を実現するため、市政運営に対する要望、提案等の重要性を十分に理解し、誠実にその内容を受け止め、適正に対処しなければならない」としています。本条項は「要望、提案等に対する基本原則」として定めており、今回のように条例に基づく政策提案だけではなく、日常的な要望や提案等についても適用すべきものだと考えます。

すなわち、本件政策提案の趣旨は、設置すべき附属機関を５年間空白のまま放置してきた経緯に対する説明や、その間市民参画手続のチェック機関が機能しないままに市政運営が行われてきた重大な瑕疵について真摯な反省と市民への説明が行われることが必要です。

政策提案という市民参画の手続によって指摘されたから、新年度から再開しますだけで済ませることはできないと考えます。法令遵守推進条例を持ち出すならば、市民参画条例に規定され、同条例施行規則第18条、19条に規定された附属機関の設置を遵守しなかった法令遵守違反をこそ問題にすべきではないでしょうか。

この問題については、これ以上、本日は深入りすることは避けますが、政策提案に対する今後の検討過程では、なぜ５年間、附属機関を設置しなかったのかについての説明責任を果たしていただきたいということを申し添えます。

続いて、提案する政策等の内容の項目②以下３項目について、趣旨等の補足説明を加えます。

項目②として、推進会議が空白になっていたこの４年間の、実質５年間の市の市民参画手続の運用を検証し、諸施策についての市民参画手続の運用が適正であったかどうかの検証を実施するとしております。

これは、推進会議が委員の委嘱のないまま空白になっていたのは、2017年度から実質５年間に及びます。この間、市は条例の運用状況、すなわち、市民参画手続の運用状況について公表し、市民参画推進会議の評価を受けることが市民参画条例第20条で推進会議の調査審議、答申事項として明記されています。推進会議がない期間も運用状況は公表してきたとされておりますが、第三者機関である推進会議の評価を受けないままの公表は、ほとんど意味をなしません。明らかに市民参画条例に違反したことになります。

したがって、2022年度に設置される推進会議は、空白の５年間の運用状況の検証も大きな任務になります。通常は、委嘱された２年間の運用状況の評価と答申をすることが推進会議の任務になりますが、2022年度に設置される推進会議は本来の２年間の運用状況の検証・評価に加えて、膨大な量の検証作業を担うことになります。

当然ながら、委員の人選と委嘱に当たっても、そうした任務があることを踏まえた対応が必要になることを、明確にしたものであります。とりわけここ５年間の市政では、先ほど申し上げたように、市民参画の手続の在り方が大きく問われた懸案が多数あったことなどを考えると、この提案内容は相当に重いものと考えております。

提案する政策等の内容の項目③として、市は推進会議の意見に基づき、市民参画手続の運用改善を進めるという提案をしております。

条例施行以来、市民参画推進会議は２回にわたって設置され、それぞれ任務の終了に当たって、市長に「答申書」を提出しています。直近では2016年12月20日「明石市市民参画条例の今後の在り方について」と題した答申が行われています。この答申では、条例の運用基準、政策提案手続、市民参画推進会議の在り方について検討を要する事項が指摘され、付帯意見もつけられています。また、2013年10月21日の第一次推進会議からの答申では、市民参画手続の実施に関する判断基準の策定について具体的な改善点や留意点が提示されています。

詳しくその内容を述べさせてもらいます。

2016年答申では、答申に際して次のような意見が掲げられています。答申の前文であります。アンダーラインは、私が引っ張ったものであります。

（明石市市民参画会議　2016年答申抜粋）

市が実施する政策については、明石市市民参画条例に基づき、計画立案、実施、検証、改善の各段階において、適切に市民参画手続を実施するよう最大限に努力する必要があります。

明石市市民参画条例が施行され５年が経過しましたが、この間の条例に基づく市民参画手続の実施状況については、条例を運用する市はもとより、市民、各関係団体等の不断の努力のかいもあってか、それぞれの数値で高い実施率で推移し、適正かつ堅実に実施されてきたと判断できます。

その一方で、条例施行後の時間の経過とともに、定められた手続を踏みさえすれば良しとするようなケースが見受けられるなど、高い実施率の反面、条例の趣旨が反映されていない懸念もあります。

市民参画の理念は、市民の市政への参画機会を保障することはもとより、政策等の実施プロセスの中にできる限りその意思を反映させ、もって、「市民自治」によるまちづくりを目指すことに他なりません。

そこで、より一層、本来の市民参画の理念が実現されるよう、今後の市民参画条例の運用等について、次項のとおり検討をいただきますようお願いいたします。

これは５年、実質６年前の推進会議からの答申の前文なんです。

そして、この答申の中では具体的に何が提案されているかということが、以下かいつまんで述べます。

答申で条例の運用について検討を求められた事項は、以下の通りです。

①運用基準等について

現在明石市が最も多用しているパブリックコメントによる意見公募については、条例施行後も提出意見の件数が伸びていない現状への対応を求めています。

市民に関心を持ってもらい、そういった人たちの比率を高め、顕在化させていくことが必要で、例えば、ターゲット層を決めてそこに直接投げかける、地域に足を運ぶ、あるいは地域組織やテーマ性を持った組織を活用することも有効ではないかと提案されています。

また、市民参画手続の対象にすることの可否や、どのような参画手法を採用するかについても審議会などの参画プロセスの中で、市民を交えて決定していくことも挙げています。

意見公募手続の実施に際しては、安易に機械的に行うのではなく、一つ一つの事案について適切な手法や実施方法を模索することも求めています。

審議会等の運用についても、多様な市民の参画を得られるよう、政策に係る学習の機会を設けるなどのサポートを行うとともに、託児所を設けるなどして、環境整備を行うことの重要性を指摘しています。また、ボランティア団体やＰＴＡなど、女性が多い団体を通じて推薦してもらうことにより、女性委員比率の向上を図ることも指摘しています。

昨今は、公募委員の確保に苦慮するケースもあるように言われていますが、応募者を増やすための取組についても、自治会や学校、活動団体等を通じて働きかけるとともに、課題についての議論の場を設け、その参加者に応募を働きかけるなどの努力を求めています。

こうした指摘を踏まえて答申は、今後、実質的な市民参画を推進していくためには、政策等の性格も考慮しつつ、適切な市民参画手法を検討していくことが大切です。柔軟な考え方を持ちながら最大の効果が期待できるよう、逐条解説の見直しを図るなどにより運用基準を再考することも求めています。

このような指摘が５年、６年前にされているんですね。残念ながら、これらの指摘が改善された痕跡は確認できません。

②政策提案手続について

答申は、政策提案手続についても、より効果的な制度となるように求めています。すなわち、この手続は2014年に１件の提案があっただけで、今回、私たちの提案が２回目になります。このことは制度が市民に浸透していないことの証明にもなります。

したがって、この時の答申では以下のように市の努力を求めています。

この2016年の答申に書かれていることですね。

（明石市市民参画会議　2016年答申抜粋）

政策提案手続は、課題の解決やより良い市民生活の実現のため、市民自らが政策づくりに関与する機会を保障するものですが、提案される政策には高い公共性、公平性が求められます。そのためにも、市民が行政や制度の仕組み、現状を正しく認識できるよう、まちづくりのビジョンを共有する話し合いの場を設けたり、協働のまちづくり推進組織のなかで、政策提言につながる話し合いができるよう支援したり、また、提言が出された場合、試行的に実施するためのモデル地区や特区を設置するなど、更なる市の努力も欠かせないと思われます。

こうした指摘に対して、答申後５年を経ている中で、市はどのような対応や取組をしてきたのかについて、説明をする責任があるかと思います。

③市民参画推進会議について

答申はまた、市民参画推進会議の在り方についても以下のような貴重な提言をしています。

（明石市市民参画会議　2016年答申抜粋）

自治のあり方の変化とともに、参画の推進の仕組みとの調整も必要となり、若者の巻き込み、子育て世代への配慮など、参画を支える基盤をきちんと整えていくことが求められます。基盤が整備されてから数値に表れるまでは時間を要しますが、市民参画推進会議は単にその数値を見るだけでなく、参画基盤の整備状況について確認・評価していく議論になると、意味のあるものになるのではないでしょうか。

市民参画推進会議は、条例に基づく市民参画を推進するために設置されるものですが、主な所掌事務は、①条例及び施行規則の改正又は廃止に関する事項、②条例の運用の状況及びその評価に関する事項、③政策提案に係る諮問機関としての機能、が挙げられます。

しかしながら、これまでは前年度の市における市民参画手続の実施状況について、モニタリングを行うことが中心となっていたと考えられます。これからは、定期的なモニタリング結果を踏まえ、社会情勢の変化に伴い、市民参画のあり方を見直す役割を担う、実質的な諮問機関であるべきと考えます。

市民参画推進会議自体が、自らの諮問機関としての機能と役割についてこのような提言を行っていることは極めて重要であります。答申の中でも書かれているように、市民参画手続の実施状況についてのモニタリングが中心になっていた任務を抜本的に改めて、推進会議の役割をさらに重要な位置づけにすることが求められています。

また、この答申の「付帯意見」でも指摘されているように、「このためにも市民自らが地域や市の政策に関心を持って、参画する意識の向上を図るように努めるとともに、市民参画を市の強みと捉え、その促進に向けての市職員の意識醸成が必要です」と提言しています。

自治基本条例の施行以降、どちらかと言えば市は、この条例の趣旨や市民参画について市民の意識を向上させる積極的な働きかけをしていたとは思えません。また、市民参画の市政を担う肝心、要の職員の意識向上についても積極的に取り組んできたとは言えません。むしろ、職員が日常の業務の中で市民参画や情報共有についての意識や姿勢に欠ける現実に市民は戸惑ってきたと言えます。

市は、５年前に答申されているこうした提言に真摯に向き合い、答申の趣旨を活かす努力をしていくべきではないでしょうか。

私たちが本件政策提案の中で「市は推進会議の意見に基づき、市民参画手続の運用改善をすすめる」ことを提案しているのは、このような趣旨からです。

なお、2013年の市民参画推進会議の答申では、市民参画手続の実施に関する判断基準が策定され、答申書の別紙２として提案されています。全ての政策等について市民参画手続を実施するとなると手間や時間、費用等を要することから、形式的な参画手続を行うことだけが目的になる恐れがあるということを見抜いて、そのことから実質的な市民参画を推進するために費用対効果等の観点も考慮しつつ、参画手続の必要性を判断することを促しています。その上で10項目にわたる判断基準の表を作成して、提案をされています。

また、この答申では「附帯意見」として「この基準を機械的・硬直的に運用して、参

画手続の範囲を狭めるようなことがあってはなりません。基準に形式的には該当する場合であっても、事柄の性質によっては参画手続の意義が認められる場合もあり得ます。市民との情報共有の観点を重視し、柔軟な考え方を持って政策ごとに判断し、条例の趣旨に則り広く参画手続を実施するよう」要望をしております。

これは私たちの要望じゃなくて、市民参画推進会議の８年前の答申書であります。

いずれの答申も極めて重要な答申であります。この附帯意見でありますが、以降８年を経てこの答申がどのように扱われたのか。どのような場で議論されて、その後の市民参画行政に反映されたのかが定かではありません。こうした経緯についても、ぜひ明らかにしていただきたいと思います。

なお、2013年答申では、別紙１に市民参画手続の運用に関する意見（条例第20条第３項に基づく意見）として、審議会等における傍聴者の発言についての提言があります。「傍聴者の発言を認めるかどうかについては、審議の内容や時間的制約などを考慮して、会長等が会議に諮って決定すべき事項であり、また傍聴者に説明する必要があります。そこで、各審議会等において、運営方針として傍聴者の発言の取扱いをあらかじめ決定するように運用を統一すべきだと考えます」としております。

この件は、かねてから問題になっていたものであります。市民参画をより広げるためには、審議会等において積極的に傍聴者発言を認めるような方向で議論を進めるべきです。審議会等の場で、審議をつぶさに傍聴した市民が、当該の審議に関わる問題について意見を出すことは市民参画のプロセスからして大変有意義なことで、審議会等の議論を市民参画のもとで補強できる歓迎すべき対応かと考えます。

同様に、審議会等への市民からの文書による意見書や提案も、積極的に歓迎し、会議の議論の俎上に載せる運用を図るべきかと考えます。

以上、2013年、2016年の２回にわたる重要な答申と提言が、その後どのように扱われたのかについて明らかにするべきであり、補足的に提案した事柄についてもぜひ前向きに取り上げていただきますようお願いします。

では、提案する政策等の内容の４つ目の項目であります。

提案する政策等の内容の項目④として、市民参画条例の施行から10年を超えており、条例に規定した市民参画の手続等が現時点で適正なものかどうかを、市民の意見を広く聞きながら改善を図るとしてあります。

市民参画条例は施行から既に10年を超えており、現実の市政運営が条例に沿って行われているのかについて検証するとともに、条例に規定した市民参画の手続等が現時点で適正かどうかについても、広く市民の意見を聞きながら改善を図ることは当然のことです。

既に過去２回の答申でも、そうした改善策が提言されており、問題はいつ、誰がその検証と提案する作業を担うかであります。

条例の規定や趣旨からすれば、市民参画推進会議がまず調査、審議の上で問題点を整理し、提言するべきかと考えます。言い換えれば、新年度に５年ぶりに設置される推進会議は、そのような大きな任務を持った附属機関として位置づけて、委員のメンバーもそれ

にふさわしい顔ぶれにする必要があります。
委員の委嘱に際しては、そのような認識と構えを持って当たっていただきたいと思います。

では、終わりに近づきましたけれども、資料1-2の項目４として、本件政策提案に伴う補足的な意見を若干、申し上げます。

先ほどの2016年の答申にもありましたように、意見公募手続（パブコメ）の運用改善についてであります。
この問題は2016年答申でも多様に提言されていますが、パブコメの運用については抜本的に改めることが必要です。
そもそも現行のパブコメ運用は、自治基本条例や市民参画条例の施行以前から行われている意見公募手続がそのまま踏襲されています。しかも、多様に規定されている参画手続の中で、市はパブコメと市民説明会だけが市民参画手続であると誤解しているかのように、ことあるごとにパブコメを強調しています。
現行の条例下で意見公募としてパブコメを重視する場合にも、以下の改善が不可欠です。

１つ目は、パブコメの実施時期であります。現状では政策や計画がまとまってから、素案や原案として公表し、意見公募を行っています。極端なケースでは、公募した意見について条例や計画に反映する時間的余裕や手続の時間がないような形で行われることが頻繁にあります。今この２月から３月にかけて行われようとしている、長期総合計画の策定もそうであります。言葉を換えれば、形式的に市民意見を聴く手続は行ったというだけで、市民意見を政策等に反映する意志が毛頭ないかのような取扱いをされることが多いのが実態であります。
意見公募は、意思形成過程、すなわち原案や素案にまとめる前の段階で検討内容を公表し、市民意見を反映することでなければ意味がありません。事実上の意思決定が行われる以前の段階で意見公募し、成案を得た時点では再度意見を求める手順に変えるべきであります。

２つ目は、提出された市民意見の取扱いであります。
意見公募に際しては必ずと言っていいほど、提出された意見については個別に回答しませんという断わりがついています。意見公募を市民参画の重要な手続とするなら、言いっぱなし、聞きっぱなしを前提としたかのような意見公募は、主権者たる市民をバカにしたことになります。
しかも、公募結果が公表される際には、市民意見はキーワード風に類別されて、市の意見がまとめてそっけなく記載された文書が市のホームページにアップされるだけです。昨年、市と議会の間で緊迫した旧優生保護法による被害者支援条例案の事例では、注目すべき対応が行われました。パブコメで提出された200件を超える全ての意見が、20数ページにわたってほぼ原文のまま整理した文書が市議会に提出され、ホームページにもアップ

されています。市と市議会が緊迫した中での特殊事例としてではなく、本来はこのような形で市民意見を公表し、議会や審議会等、あるいは市民が判断する材料として提供するべきであります。

また、意見公募の時期を早めることによって、審議会等で全文公開された市民意見を検討し、成案に反映させることも可能になります。いずれにしても、現状の運用では、形式的に実施しているだけという典型的な事例になりかねません。改善が必要であります。

最後に、資料1-2の項目５として、政策提案に伴う意見陳述機会の運用と活用についてであります。

先に申し上げたように、市民参画条例が施行されてから10年を超える中で、本件の私たちの政策提案は僅か２回目に過ぎません。2016年答申でも政策提案手続の活用について提言がありましたが、本件提案者としても具体的な提案をします。

１つ目は、意見陳述をただ単に提案者が一方的に趣旨を陳述するだけにとどめず、当該の案件について市民と市担当部局が積極的に意見交換する場として活用することであります。提案に対する正式な回答は後日行われるとしても、市の内部で検討するための材料をできるだけ吸収することが大事であります。

そのために、陳述者や賛同者等からもこの機会を活用した質問や意見の表明を募り、率直な意見交換の場にすることで、一層意義深い場になります。本日もそのように運営していただくことを期待します。

２つ目は、陳述者と市の担当者等との意見交換を傍聴した市民にも、希望する人にはその場で発言ができるように運営することです。一定の時間的制約等があることは理解しますが、本日もそのように意義深い場になり、今後の政策提案手続が意義ある場となる先行事例になることを期待して、私の陳述を終わります。

＜市担当部局＞

長文にわたってありがとうございます。

意見陳述の内容はかなりよく詳細にいただいておりますので、これをよく読ませていただいた上で、対応について、また回答させていただきたいと思います。

＜提案代表者＞

よろしいか。

今、私最後に申し添えましたけれども、多分、政策提案に伴う意見陳述の公開意見陳述の運用については、特段決まった規則やとか、何かがあるようには聞いていませんけれども、やっぱり、単なる一方的に陳述趣旨を説明するだけに終わらずに、できるだけ意見交換の場として、時間の許す限り活用していただきたいということを最後に申し上げたのですね。

で、意見交換をするためには、私は実はこの長い陳述書の中で、幾つか御質問をしております。この質問は、今後庁内で検討されて、回答されるということは承知しておりますので、正式な回答はここで出してくれとは毛頭申しません。

しかし、幾つかこれまでの経緯に関わる問題については、今言える範囲のことで、担当部局として、御説明をしていただければありがたいわけです。

では、幾つか挙げますと、１点目は、なぜ５年間にわたって市民参画推進会議が設置されなかったのか。これは全く、「新年度につくるから、もうええやんか」という話にはならんと思うんですよね。陳述で申し上げたとおり、明らかな市民参画条例違反なんです、設置していないのは。あるいは、運用規則にも反しているわけですね。だから、なぜそれができなったのかということを、少し、何らかの話しできる範囲で結構ですから、御説明いただかないと、「やるから、ええやないかい」というふうに聞こえちゃうので、それはよろしくないなと思います。

それから、２点目は、2013年と2016年の２回の推進会議の答申の内容であります。で、答申書全文は、ここではお配りしていませんが、内容の重要な点は、私はアンダーラインもつけて、お話したつもりです。

この答申が、実はどのように扱われたのかということを知りたいんですね。「いやいや、お蔵入りになっているだけです」ということなのか、それとも「これこれこういうふうな検討、こういう機関で検討した結果、現在はこのようになっておる」とかいうことが全く分からないんです。

だから、やってなければやっていない、お蔵入りなったらお蔵入りでも構いませんから、どう扱われたのかということは、何らかの形でしてほしい。

それから、市民協働推進室がこの条例の問題を担当される以前の話も混じっていると思いますので、それならそれでそのように御説明いただかないと、答申が出ているのに答申はいただくだけで、あとは棚上げやと、勝手に言うとけという話で、そういう扱いかという印象を多くの市民が受けることになりますから、これは実質的にちゃんとした対応ができてなかったらできてなかったで結構なんです、だけど、「どう扱ったのか」ということを聞いてるんやから、「こう扱いました」ということは言えるはずなので、ぜひお答えを願いたいと思います。

それから、３点目は今回の提案の趣旨並びに既に答申されている内容を踏まえた上で、幾つかの提案をさせてもらいました。

パブコメの取扱い、あるいは審議会等の取扱い、傍聴者の取扱い、本日も傍聴者から聞きたいことがあったり、あるいは感想があったりというのを聞いていただけるように最後にお願いをしましたけれども、それについてはどのようにお考えなのかということを、少なくともその３点は御説明をください。

＜市担当部局＞

私のほうから３点目の本日の傍聴者の発言に関するところをお答えさせていただきますと、提案代表者がおっしゃられますとおり、この意見陳述に対します運営方法・進行方法の取扱いに明確な規定はございません。

本日の進行につきましては、市民参画条例施行規則に審議会等の会議の公開等という規

定があり、本日、条文は抜粋等でお配りはさせていただいておりませんけれども、その審議会の開催、公開の方法というところを準用させていただきまして、本日進行させていただいております。

こちらも事前に、その辺の御教示とかいうところが不足しておったかもしれませんけれども、本日は提案代表者という位置づけで御発言いただいております。仮に、他の方で御発言いただくような場合ですと、このたび20名の連署をいただいておりますので、それらの方々数名程度こちらのほうにお座りいただいて、御発言いただくことは可能であったかなというところで、その辺の事前の調整が不足しておりましたところはおわびさせていただきます。

ただ、本日、御発言されるのは提案代表者だけですかね、というような確認をさせていただいたと記憶しておりますけれども、本日は審議会等の開催方法を準用させていただいていることを、御理解いただきたいと思っております。

この３点目については、以上でございます。

＜市担当部局＞

今、急に３点ほどお伺いいたしまして、十分にお答えできないかもしれませんが、答えられる範囲でお答えいたします。

まず、１点目の市民参画推進会議が５年間開かれなかったという答えにつきましては、この前の12月の本会議の中でも、議員のほうから同様の質問がございまして、そのときに答えさせていただいている文書がありますので、それを御紹介させていただくということで、その答えにさせていただきたいと思います。

そのまま、当時の原稿を読ませていただきます。

（令和３年12月市議会　本会議答弁より）

明石市市民参画推進会議が５年間開かれていないことについてでございますが、本市の市民参画制度につきましては、明石市市民参画条例第３条の基本原則に掲げられているとおり、全ての市民に参画の機会が保障され、市民と市長等がお互いの情報共有のもと両者の信頼関係に基づき、市政に多様な市民等の意見を反映することを基本とするものでございます。

この基本原則のもと、本市の市民参画を推進するため、同条例第20条の規定に基づき、市の附属機関として、明石市市民参画推進会議を置くこととされております。

この市民参画推進会議は本条例の改廃や、参画制度の運用状況及びその評価等などの事項について、市長からの諮問に応じて審議するほか、市民参画手続の運用全般について市長等に意見を述べるといった役割を担い、学識経験者や公募市民など11名以内で構成されるものでございます。

本条例が施行された平成23年度以降は、庁内各課で行った前年度の市民参画手続の実施状況について確認し、適切に行われたかチェックするため、毎年、推進会議を開催してまいりました。

そして、このような取組が５年目となった時点で、改めて適切な時期に、適切な方法でより多くの市民の参画を得て、多様な市民の意見を市政に反映するという条例の趣旨が生かされているのかを検証するため、平成28年３月に市から推進会議へ、制度運用上の課

題・問題点を踏まえ、今後の条例の運用や市民参画の在り方について意見を求める諮問を行うこととなりました。

この諮問を受け、推進会議では３回にわたる議論を行い、市民参画条例の今後の在り方についての答申を行いました。

この答申の中で、これまでの市民参画手続については、高い実施率で推移し、意見公募手続における意見聴取期間の日数や意見の提出件数、審議会等の女性委員の比率など、前年度の手続の実施状況の数値的なモニタリングを中心に行い、おおむね適正かつ堅実に実施されてきたと評価をいただいた一方、条例制定後の時間経過とともに定められた手続を踏みさえすればよしとするようなケースが見受けられるなど、条例の趣旨が反映されていない懸念もありますとされ、次のような提案をいただきました。

まず、意見公募手続による意見件数が少ない現状に対し、ターゲット層を決めてそこに直接投げかけるやり方や、地域組織やテーマ性を持った組織を活用すること。

次に、どの参画手法を取るのが適切かについては対象事案により異なり、市民の関わり方により、適切な手法を用いるよう判断すべきであり、判断できない場合には審議会などに意見を求めること。

また、審議会の運営については、委員に対し、政策に係る学習サポートや委員の女性比率向上のための、さらなる工夫を講ずること。

そして、市民参画推進会議については、これまでは前年度の実施状況のモニタリングのみにとどまっていたが、今後は社会情勢の変化に伴い、市民参画の在り方そのものを見直す役割を担うべきといったことなどでございます。

この答申を受け、市としては適切な参画手法の選択と適切な実施時期を設定すること、意見公募については、関係団体などとの意見交換も併せて行うこと、審議会などの女性比率を高める工夫を行うこと、などに努めるよう、庁内各課に働きかけるとともに、市民参画推進会議については、答申の内容を踏まえ、形式的なチェックとなることを避けるため、毎年行ってきた推進会議へのモニタリングの諮問を一旦休止することといたしました。

一方で、庁内の参画手続についての実施状況は毎年取りまとめて、市ホームページで公表しており、いつでも御意見をいただけるようにしているところでございます。

このようなことから、現在は市民参画制度についての見直しが必要となったとき、または同条例第19条第６項に規定する政策提案手続の再検討の求めがあったときに、推進会議を開催することとしておりまして、結果的にここ数年は開催されていない状況となっております。

次に、市民参画推進のための改善や見直しについてでございますが、市民参画の在り方につきましては、本市としても平成28年度の推進会議の答申内容を重要な課題であると認識しており、全庁的に対応を進めているところでございます。

しかしながら、市民の皆様の中には一部参画の機会が不十分であるといった御意見もいただいております。

今後は、先ほどもお答えいたしましたが、対象案件に合わせ、適切な参画手法の選択と、適切な実施時期に行うこと、市民からの意見聴取についてはパブリックコメントだけでなく、関係団体などとの意見交換も行うこと、審議会などの女性比率を高めることなど

を、より一層進めてまいりたいと考えております。
また、実施の方法についても、自宅やサテライト会場において、審議会への参加や傍聴ができるよう、オンラインなどのデジタル技術を取り入れたり、障害のある方や、ＬＧＢＴＱ＋の当事者の方からも意見をいただきやすい工夫を検討してまいりたいと考えます。
また、そういった議論をいただくのが、市民参画推進会議の役割であると改めて考えており、令和４年度に推進会議を開催し、しっかりと社会情勢や時代の変化に沿った市民参画を進めてまいりたいと考えております。

という形で、一応答弁をさせていただいております。
ですので、違法状態とのご指摘がありましたけれど、担当部局としては、そういうことではなかったという認識の下で、ただ、市民参画推進会議の重要性について、改めて認識をさせていただいております。

それと、２点目の答申についてです。
この２回目の答申後、市民参画推進会議は開催していないため、会議の場での議論は行っておりませんが、担当部局としてもこの答申は十分に認識をしているところで、一つ一つ御説明はできませんけれども、例えば、適切な実施時期ということについては、担当課から問合せとか相談があったときには相談に応じておったり、答申の趣旨を踏まえた指導・助言を行っております。
それと、意見公募手続がパブコメだけじゃないというのは、ちゃんと認識しているところで、最近コロナ禍の影響で審議会等もなかなか開けないという事情もあったので、できるだけ、少人数でもいいから、関係団体との意見交換などとか、市民の声を聞く機会をたくさん作ることに、比較的、各課が応じていただいているのかなという認識でございます。
それと、今、特に女性比率のことにつきましては、市の中でも男女のジェンダー推進のプロジェクトという中でも検討しておりますので、いろんなところで女性の方の意見を入れていく議論をしているところでございます。
ですから以上のように、答申に対して完璧に対応するというところまではいっておりませんけれども、そういった認識をもって進めてきてはおりますので、全くということではないのかなという認識でございます。
以上です。

＜提案代表者＞
いいですか。
最初にお答えいただいた、傍聴者の発言についてですが、本日の意見陳述は、提案代表者だけか、それとも市民政策提案書に署名した賛同者の複数の人にされますかという話があったので、私は提案代表者がやりますという話をしました。だから、今日の意見陳述の場で市民政策提案書に署名した賛同者としての発言を、私は先ほど求めたわけじゃありません。審議会等における運用で、傍聴者の発言を聞くか聞かないかということについては、審議会の会議の公開のシステムを準用したとおっしゃいましたが、その仕組みすら、

2016年の答申では、やはりもうちょっと検討すべきではないかと、一律にシャットアウトするのはよくないというふうに取れる意見も出されているんですね。だから、もうちょっとちゃんとしたしかるべきところで議論をして、改善すべきであるかということが、私先ほど紹介しましたけれども、2016年の答申の中にはあるわけです。

しかも、今日は市民参画の政策提案をしている、公開意見陳述の場ですからね、これを、かなり閉鎖的な運用をしてきた審議会等の運営等に右へ倣えすることは、むしろ、それは大きな後退ではないかと。むしろ、率先して、傍聴者の意見があれば、それをお聞きになったほうがいいんじゃないかと。それが言わば、市民と行政の対話、市民の参画であります。だから、せっかく時間をつくって、自分の時間を割いて、この話を聞きに来る人が10人もいるわけですから、その人たちの中であるとしたら、それは聞かれたほうがええんじゃないか。それを審議会等の会議の公開に関する規則の準用を盾に拒否するのは、極めてよろしくないのではないかと。とりわけ、市民参画の担当の部局の主催する場で、そのような運用がされるのは、極めて不可解だというふうに思います。もう一度、お考え直し願いたい。

それから、次に説明いただいた、５年間の空白です。

12月議会の本会議の答弁は、逐一私も聞き直しております。だから、承知しております。だけど今、読み上げられた内容は、市民参画推進会議をつくらないという理由には全くならない。で、指摘された内容についていろいろ検討しているということですね。で、重要な発言があったのは、そうした内容について市民参画推進会議の意見を聞く必要ができたときには設置するということをおっしゃった。これは、極めて問題な発言じゃないかと思うんですね。

市民参画推進会議は何か問題ができたときに、諮問することが生じた際に設置するなんて、どこにも書いてないです。

言わば、ルーチンワークとしての明石市の市民参画推進をチェックする、そうした審議機関としてつくってるわけですね。そのように書かれているんです。だから、ルーチンワークとしては毎年の、先ほどもお話ありました、その年度の市民参画手続の運用に関する報告ですね、ただ発表するだけではあかんということを私は申し上げました。それは、市民参画の運用状況を市民参画推進会議にチェックしてもらって、市民参画推進会議がそれを了とするか、問題があるとして、答申、意見出すかという答申を出して、初めて完結するんですよ。そのように書いてあります。

だから、市民参画推進会議がないから、そのチェックを受けていない、市がまとめたことを一方的に公表しているから、それで済むんやという話にはならない。それは、市民参画推進会議を規定した条例並びに規則に極めて反した態度になるのではないかということを、私は申し上げたつもりですね。

だから、そこのところは、内容に問題があろうがなかろうがというよりも、問題はあるんです。毎年毎年の市民参画推進会議でチェックをするというのが、まずあるわけですよ。その上で、様々な４点、答申でも４点ほど挙がっていましたし、条例にも書かれています。だから、そういうことを主体的に審議する場として推進会議があるんですから、それは市長が委嘱して発足させなければ、機能しないんですよ。市民が勝手につくる機関じ

ゃなくて、市が、市長が設置する、しなければならないと書いてあるわけですから、これをなぜ設置しなかったんですかということが、これはあえて突っ込んだ議論をするつもりないですけれども、やっぱり説明する必要あるんじゃないかと。で、今の１２月議会の答弁は、その答えには全くならない代物であるということは、改めて申し添えたいと思います。

それで、答申への対応として、適切なときに適切な場でというような話がありましたけれども、市の裁量の下にこれは諮問する、例えば、市民参画手続の運用に対する報告に対するチェックを市が求めるときに、必要やと思ったときには諮問しますというんじゃなくて、条例では毎年諮問して、それをチェックせないかんと書いてあるんですから、市にはその裁量権はないんですよ。適切なときに適切な場所でというのは、これは市に裁量権があるかのような言い方なんですよ。明らかに、言葉の使い方が間違ってますよ。だから、市には裁量権はないんですよ。粛々と、条例と施行規則に従って運用してください。しなければいけないんですよ。だから、そのことがなぜできなかったんですかということをお聞きしているんですから、それはもう一遍、考え直してもらわないかんですね。

今のようなお答えの仕方が、今後、市が検討した結果としての提案に対する回答として盛り込まれたときには目も当てられませんから、それは、大変恥ずかしいことになりますから、忠告しておきます。ぜひ、そこは抜本的に考え直していただきたいと思います。

今、３点申し上げたけれども、１点目の傍聴者発言の件ね、僕は、この最後のところに言った中で、傍聴者と市民政策提案書に連署した賛同者に分けて言いました。で、今日の傍聴にもこの政策提案をするときに連署した20名の賛同者の一部が来ています。だから、私はその代表者であって、一体なんですよ。少なくとも傍聴者発言を認めないとおっしゃることは、100歩譲って、今日は引き下がったとしても、賛同者は当然意見があればお聞きになったほうがええんじゃないか、聞く機会を持ったほうがいいんじゃないかなというふうに思いますね。

先ほどの審議会等の会議の規則の準用というのは、準用してええんかどうかという問題もあるわけであって、言わば、今日のこの運用が、今後の政策提案の手続に関する前例になるわけですよ。明石市の市民参画条例は、そんなやり方で進めていっていいんですかということを、私は申し上げているわけであって、先頭を切って、可能な限り意見があれば聞くという姿勢をお見せになったほうが値打ちが上がるんじゃないかなと思っています。

私から仕切るわけにはいかんので、ぜひ、賛同者が補足的に意見があれば聞きますと、募っていただいたらいかがですか。

＜市担当部局＞

今日は、冒頭でもお伝えしましたように、今回の政策提案に関しての趣旨の説明をいただくというところですので、当然、今日は、提案代表者にお話はいただきましたけれども、例えば、それを連署人と２人でお話しする、３人でお話しするというのは、全然構わないお話かと思っております。ですから、そこに関しては、今日予定はなかったですけれども、お話される、補足されるというところに関しては、拒むものではないのかなと思います。

＜提案代表者＞
聞いてもらえます。賛同者で、補足意見がある人を。

＜市担当部局＞
今回連署いただいた方の中で今提案代表者がしゃべられたことに補足したいということであれば、全然問題ないかと思ってます。
ただ、一般の方から次々と御意見いただくというところに関してましては、今回特に、政策の提案の趣旨をお伺いするという会ですので、どなたでもどうぞと、御自由に御発言くださいというところに関しては、今日は御遠慮いただきたいと思います。

＜提案代表者＞
多分、今日の傍聴者の大半は賛同者名簿にある方ですから、そちらのほうから賛同者で補足意見がある方は挙手してもらって、市民政策提案者名簿と照合してもらったら結構ですけれども、それで募っていただければありがたいです。

＜市担当部局＞
提案代表者のほうで御調整いただけますか。

＜提案代表者＞
僕のほうから言っていいですか。仕切っていいですか。

＜市担当部局＞
はい。提案代表者のほうで御調整いただいたら。

＜提案代表者＞
分かりました。
では、賛同者として署名された方で、私の意見陳述に関して、補足的な意見がある方があれば、発言の機会をいただいたので、発言されたい方は挙手を願います。
本件の政策提案に関する話をしてくださいね。それ以外の、全く場違いな話だったら、私のほうから止めます。

＜連署人Ａ＞
ちょっと場違いなことになるかも分からんが。

＜提案代表者＞
いや、場違いはあかんで。

＜連署人Ａ＞
私が、明石公園の堀のところの伐採があるいうことで、どこが担当するんかなと思っ

て、明石市のほうに問い合わせてみたら、結果として、その方は担当する部門がないということだったんです。
結局、明石公園の堀の鴨がいなくなる。だから、結局、どう言うんですかね、木を切るとね、だからそういうふうなことについて知りたいので、ちゃんと。

＜提案代表者＞
それは場違いな話だから、別のところでしましょう。

＜市担当部局＞
それはまた、別でお伺いできれば。

＜提案代表者＞
多分、彼が聞きたいことは、そういう市民がいろんな市政に関わる話で、疑問点があってどこで聞いたらええんやという話を言うときに、どこが窓口なのか、そこら辺に対応できない。これはやっぱり市民に対する、市民がいろんな関心を持つ、市政に関心を持つ、市のまちづくりに関心を持った人がいろんなことを発信、提案したり、意見を出したりしようとするときに適切な、それを受けるという対応ができていないと。よく言うたらい回しになって、もうやめじゃ言う話になって、だんだん市に対して意見を出すことが嫌になるということにつながるわけですよ。
意見公募が、いわゆるパブリックコメントの件数が少ないということは、市が積極的に市民の意見を聞く姿勢は欠けとったらあかんと答申書に書いてあるやないですか、推進会議の。
だから、そういうことに関わる話としてやったら、彼の話は場違いじゃないんですけれど、ただ、明石公園の内容の話をし出すと、それはちょっと違いますから、それは私のほうから引き取ってもらいました。多分、そういう点に関しては、重要な指摘なんです。やっぱり意見を言いたかったら、適切に窓口に誘導してもらえるという体制が必要ではないかというふうには感じます。
ほか、ありますか。

＜連署人Ｂ＞
パブコメについてお話したいんですけれども、以前から何回かパブコメ書きましたけれども、結局仕上がってくるのが、市からの答えといいますか、意見といいますか、それだけしかないんですね。結局、検討します、あるいは御協力お願いします、それだけで全て重なってしまってて、我々の意見って本当にどうなってるのかなと、一括にまとめられて、自分個人の意見としては全然現れていないなと。それからもう書かなくなった。今回初めてひどいなということで書きましたけれども、その間はほとんど諦めた状態でした。
以上です。

＜提案代表者＞
だから、これは先ほど私が陳述した中でも申し上げた、パブコメの取扱いが、出した

人がこんなんやったら、もう次回からやめやというふうに取り扱われているというのは現実、大半そうなんですよ。私の意見はどこに行ったんだという感じなんですよ。しかも、御丁寧にパブコメを募集するところから―「個人の意見については、個々については回答しません」、しかも、委員会や議会に出す意見も、言わば、骨皮筋衛門という項目だけみたいな形で、誰がどのような趣旨の話をしたのかということが出ていない。

で、唯一例外が、昨年の、先ほど申し上げた、旧優生保護法被害者等支援条例のあのパブコメで、本当に私はびっくりしました。目が覚めるようでした。見られたですか。あのパブコメ。だから、200人ぐらいのパブコメが、全部恐らく書いた人の文書がほとんどそのまま記録されて、20数ページにわたって、ぎっしり詰めた資料が公表されてホームページに今、挙がっていますよ。これが、やっぱり市民意見の丁寧な取扱いですよ。やから、意見出したことが、取り入れられたかどうかというのは、それはいろんな考え方の違いとかあるけれども、出した意見がまともにちゃんと丁重に扱われたかどうかということが分からないと。今連署人がおっしゃったのはそのことですよ。そんなことが続くと、あほらしいてもうやめじゃというふうになると思うんですよ。それはちゃんと答申にも既に５年前に書かれているんですよね。

だから、そういうことはぜひ、重要な課題として、明日からでも改善せないかん課題として、御検討いただきたいと思います。

ほかにありますか。

＜事務局＞

連署をいただいている方に限らせていただきたいと思います。

＜連署人Ｃ＞

同じく、パブコメの件なんですけれども、特に市庁舎の建て替えの件ですね。この建て替えの決定が、市議会で決定された後にパブコメを出せということなんですよね。それでは、パブコメの意味が全くなさないと思うんですよ。だから、決定される前に市民からの意見を聴取するとか、いろんな意見をまとめるとかということであれば、幾らでも発言しますけれども、もう出しても意味がなくなってしまうんですね。そういうふうな、市民の意見の取扱いについて、もっともっと改善していただきたいというのが趣旨です。

以上です。

＜提案代表者＞

だから今の御意見も、私が総括的にくるめて申し上げた、全部決まってから意見を求めたって、それはひっくり返すことはできないでしょうと、それはただ、単なる儀式的・形式的に聞いてるに過ぎないのではないかという、そういう個別の断腸の思いをこれまで幾たびもやってきてるわけですよ。だから、それぞれのそういう苦い経験を持っている市民の声は大事に、やっぱりお聞きになったほうがいいんじゃないかなと。それがやっぱり、市民の声に耳を傾ける姿勢ではないかと思いますね。

だから、先ほど申し上げた、もう一遍言いますけれども、旧優生保護法被害者等支援条例に関しては、本当に丁寧に聞こうという姿勢を市長自らが示されました。だから、市長

自らが示すと、現場もその作業をしているんです。あんな、しち面倒くさいことを。だから、やっぱりこれは市の方針として、そういうふうにきちんと決められることが大事であって、個別の担当課の裁量の問題ではないということだと思います。

だから、最後に、さっき私申し上げた３点は、いずれもやっぱりまだ不十分で、こういう場の運用の仕方についても、ぜひ後ろ向きやなくて、やっぱり市民参画を推進する、その旗振りの部局がやられる仕事ですから、これを市民との意見交換の場として活用するんやという画期的なやり方をね。その場で意見を言いたい人が100人も200人も出てきたら、またそれは別の問題ですけれども、ごく僅かそういう人があっても、そこは大きく受け止めて、お聞きになるほうがいいんじゃないかと思います。

言い換えれば、こういう機会が日常少ないから、何かこんな機会があったら行って聞いてみようか、言うてみたいというのがある。答申では、市民の意識が薄いというふうに書いてあったけれども、僕はそうとは思いません。我々が、日常、いろんな議論をしている中で接触する市民は非常に市政に関心高いですよ。市民まちづくり講座を30回、31回やってきましたけれども、延べ、それに参加した人は300人を超えています。で、そこでは、じっくりと話し合う時間も持っているんですね。言わば、市の主催する講座だったら、講師がしゃべってそれで終わりですよ。ほんで、一、二の質問、形式質問で終わってしまうんですけれど、我々は１時間半のちゃんと前の報告や提案があって、講演があって、あと１時間半議論するんですよ。だから、あそこに行けば、そういうところでやったら、自分の意見が言える、聞きたいこともちゃんと聞けるという安心感があり、魅力があるから人が来る。市が主催した市民説明会、人集まらないでしょ。この間やった総合計画だってね、総合計画は１回だけですよ。ちゃんとフル公開やったのは。あそこの駅前で。たった９人ですよ。向こう10年間の総合計画を決めるのに、説明会たった９人ですよ。恥ずかしいて人に言えません。

だから、やっぱりね、それは何かって言ったら、既に答申がそこを指摘してはるわけですよ。だから、やっぱり市民の意見を聞くのに常に門戸を開くという抜本的な姿勢の展開をしてほしい。これが、今回の私たちの政策提案の本音です。

だから、そういう意味では、やっぱ５年間の空白はいいんですよ、つくらなかったからしゃあないんですよ。だけど、率直にやっぱり、問題は問題として、反省して、の言葉を出して、そして、これからはちゃんとやりましょうというふうにしてもらわないと。そのことを前端なしで、「４月以降にやりますから」言うたら、うるさい、やるからええやろいうふうに聞こえます。だからね、それはやっぱよくないです。だから、ぜひ、今日は市民協働推進室の担当の方には、そこはよく分かっていただいていると思いますがね、あんまりそんなことをぐちゃぐちゃ言うつもりはありませんけれど、ぜひ、意をお酌み取り願いたいと思います。

最後に、これからどういうふうに政策提案が取り扱われるんかというのを御説明願えますか。

＜事務局＞

今後についてでございますけれども、所管課であるコミュニティ・生涯学習課による検

討を行い、本日の御意見等を踏まえ、市民参画条例第19条第３項の規定に基づきまして、当該提案に係ります政策等を行うか否かの結果及びその理由を、提案代表者に通知するとともにホームページ等で公表するという流れになります。

本日の意見陳述の中でもありましたけれども、次年度、市民参画推進会議を開催し、その会議の中で、まず評価など検証等を行っていただくというようなところからのスタートになるかと考えております。

＜提案代表者＞

ありがとうございます。

最後に、今日は、公開意見陳述ですね。で、条例に基づいたそういう場ですね。私はこれを折衝したときに、ぜひ、公開ですから、傍聴者募集きちんと公表してくださいよと申し上げました。確かに、一応ホームページのどこかには載っているんですね、７日までに傍聴者受け付けますということが。

それはそれでいいんですけれども、ただ、先ほど、実は広報課で寄ったときに、広報課は全然聞いていない、だから扱っていないという言い方しました。

実際に、広報あかしに載せるか載せないかは、それは全体のバランスで、余裕の問題であるでしょうけれども、広報が聞いていない形で傍聴者を公募していますというのにはならないと僕は思うんですよ。これはね、どこにミスがあったのか分かりませんけれど、少なくともつい先ほど聞いたら、うちは全然知らなかった、聞いていないでという言い方をしとったからね。あのときに言うたやんかいというのは、そっちでまた調整してもらったらええけれども、それはやっぱりよろしくないだろうと思う。公募する限りは、最大限の努力でもって周知できるような手段、ホームページにきちんと分かるようにする、そして、可能な限り市政ニュースにも、たとえ、１行、２行でもええから載るように努力をするということが必要じゃないですか。それも、答申に書いてありますよね。だから、ぜひ、その辺も一つ一つのそういうことが気になりましたので、よろしく検討いただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

４．閉会

＜事務局＞

これにて意見陳述を終了させていただきたいと思います。

今後につきましては、先ほど御説明させていただいたとおりでございます。

では、以上で散会させていただきます。